

### 第3回 防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議 議事録（要旨）

日時：平成28年8月31日（水）  
午後1時から午後2時35分まで

場所：県庁9階 第一会議室

#### 出席委員（敬称略）

前田 雅英	日本大学法科大学院 教授
横田 由樹	西公園法律事務所 弁護士
西條 孝明	NHK仙台放送局 広報・事業部長
三瓶 満	宮城県防犯設備士協会 会長
佐藤 雅英	サンモール一番町商店街振興組合 事務長
矢崎 剛	(株)セブン-イレブン・ジャパン 東北ゾーン 総務担当マネジャー
新妻 知樹	仙台市市民局 生活安全安心部長

#### 防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議開催要綱に定める関係者

仁子 泰輔	宮城県防犯設備士協会（TOA株式会社）
大沼 芳希	〃
佐藤 誠	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室長
金野 聡	〃 課長補佐
高階 良太	宮城県総務部県政情報公開室情報公開班主査

#### 1 開会

司会：共同参画社会推進課副参事兼課長補佐

～ 本会議は公開であること、及び会議の結果は議事要旨がまとまり次第、県ホームページで公表する旨を説明。

#### 2 あいさつ

環境生活部長

～ あいさつ後、司会により配布資料の確認。

～ その後、司会から、初めて出席された委員及び要綱に基づく出席者（TOA株式会社ほか）及び事務局を紹介。

### 3 事例紹介

（全国における防犯カメラ設置・運用状況等について）

～ 宮城県防犯設備士協会（TOA株式会社）から、全国における防犯カメラ設置・運用状況等について、パワーポイントを使用しながら、

- ・ 東京・京阪神の状況
- ・ 整備後の課題
- ・ メンテナンス付きリース
- ・ カメラ設置による効果
- ・ 先進事例～行政（組織）間の共有・構想

等を中心に説明。

～ その後、説明に対する質疑応答が行われた。

概要は以下のとおり。

#### ○委員

通学路への防犯カメラ設置事例の説明があったが、全国の多くの市町村で設置が進んでいるのか。

#### ○防犯設備士協会

通学路に関しては、東京23区及び東京都内の各市区町村が補助金を活用するなどして設置している。

#### ○委員

東京以外で設置が広がっている地域、市町村はあるか。

#### ○防犯設備士協会

目立っているのはやはり東京で、あとは街頭防犯という切り口で、市民生活課等が発注してスタンドアロンを設置するケースがある。

### 4 議題

事務局から、資料1から4までを参照しながら、ガイドラインの最終案及びパブリッ

クコメントの実施結果等について説明。

同説明に対する質疑応答等は以下のとおり。

#### ○委員

顔認証システムの部分について最終案に反映されているが、基本的には顔認証システムを導入すること自体がある程度規制されるべきなのではないか。最終案には、設置されることについての規制がなく、映像の加工については規制する内容となっている。顔認証システムは誰がどこで何をしているかが分かってしまい、あたかもその人にGPSを付けられているような恐怖感を与えるものである。再検討していただけないか。

#### ○事務局

前回会議の御意見は、顔認証システムの設置自体を規制すべきとの御意見だった。現状を考えた場合、カメラの設置自体は普及していて、それに付随するシステムにもかなりの事業者が取り組んでおり、それが役に立つような開発・販売が進んでいる。

ガイドラインの中に、それらシステムの設置規制を盛りこむことは、ガイドラインの範疇を超えていると考えている。よって、今回は設置の是非については踏み込まないこととし、一方で色々な懸念もあるので、最小限、取り扱いについては厳重にしていきたいという内容にとどめている。

委員の意見の趣旨に沿わない部分もあるかもしれないが、ガイドラインの限界を踏まえ、また、全国で進んでいるガイドラインの策定等の取組に少なくとも追いつくよう考えているほか、国の法制度の動きもあるので、第一弾としてはこの形でやらせていきたいと考えている。

#### ○座長

顔認証の問題は、今後起こってくるのかもしれないが、宮城県でこれからどうなるのかは分からない状況にある。顔認証は企業等の導入が進んでおり、現段階で特定の県が顔認証を制限するのはかなり大きな問題となる。宮城県のように具体的に顔認証の加工等について踏み込んだ記載は他県のガイドラインには無く、かなり議論し、先取りした内容となっている。顔認証がどこまで制限されるべきかについては大きな問題でもあり、合意形成にも時間が掛かる。

今回、宮城県が顔認証に関してここまで踏み込んでガイドラインに記載したことについては、それなりの効果があると思うし、それを期待したいと考える。

逆に、このガイドラインの中で顔認証を制限するという結論まで持つて行くには、時間が足りないと思われる。

○委員

趣旨は理解できるが、例えば「顔認証を設置する場合は、特に必要性が認められる場合に限る」という、ゆるやかな規制であれば、ガイドラインの性質に必ずしも反する訳ではないと思う。

○座長

仮に最新の顔認証を導入したい場合に、必要性を挙証しない限り導入できないとすると、カメラメーカーや顔認証システムを作っている側からすると、販路がかなり制限されてしまうと思われる。宮城県の現状を考えると、そこまで制限するのはどうかと思われる。この件について、他の委員の意見があれば伺いたい。

○委員

先日、マスコミでも報道されたが、今後は自動販売機にもカメラを設置して、顔認証とも連動させることが可能となる。

これを踏まえると、これはもう県レベルではなく、全国レベルになる。

今回の宮城県のガイドラインでは、あまり踏み込まず、全国レベルに合わせていくことが大切と考える。

○座長

顔認証について、国レベルで対応せざるを得ない時期というのはそれほど遠くないと思われ、今の段階ではこの記載が妥当と考える。

今回顔認証について議論されたことは、マスコミを通じて広く伝わっていくと思うが、文章にする際は、委員意見のとおり、全国とのバランスを考える必要があると考える。

他の意見があれば伺いたい。

○委員

昨今、個人情報の漏洩等の問題が出ているが、配布資料1の2ページ目の番号3部分で、「第2-7-(1)-エ」の記載が削除されている。

関係業者に対し、情報漏洩防止やプライバシー保護を周知徹底するためには、この部分は削除せず、残した方が良いのではないかと思う。

○事務局

(1)では、撮影された画像の設置目的以外での利用や、第三者への提供等を原則として禁止しており、ア以降の各項目で例外として可能な場合を列挙しているものである。

エの部分は「動線分析等を目的としたカメラの画像を、当該目的で第三者に分析業

務を委託する場合」を示しており、例外ではなく本来目的での利用・提供であるので、ここに書き込むことは馴染まないと判断し、エの項目を削除したものである。

ただし、ここを削除すると、委員意見のとおり業務を第三者に委託する際における情報漏洩防止措置の部分もなくなってしまうので、同項目を削除する代わりに、第2-11「業務の委託」の内容に、関係業者に対する情報漏洩防止やプライバシー保護の徹底を追記したものである。

なお、これは他県のガイドラインにはない部分である。

#### ○座長

関係業者に対する情報漏洩防止やプライバシー保護の徹底の内容が、第2-7にあるか、第2-11にあるかで趣旨やインパクトはそれほど変わらないと思われる。

他に意見があれば伺いたい。

#### ○委員

資料2の「(2) 保守点検について」中、3の「宮城県の考え方」の部分に、「日常的な点検や定期的な点検を行うことが重要と考えます」とあるが、これは設置している商店街にとっては大変難しく、現実的ではないと思われる。

防犯カメラを設置して約3年経つが、たまたま今朝、商店街のカメラシステムが故障していた。連絡体制が整備されていなかったこともあり、カメラメーカーによる修理が遅れてしまった。

緊急時における連絡体制を日頃からきちんと整備することのほうが大事だと考えるがいかがか。

#### ○事務局

「日常的な点検」部分の点検の頻度については、他県のガイドライン作成の際も議論になっている部分である。スタンドアローンで、かつ設置台数が多い場合はかなりの負担であり、1台ごとにカメラの近くに行って画像を確認するのは現実的に無理な場合もある。

必ずしも毎日点検する必要はなく、カメラの設置場所や設置目的、台数等の状況に応じて、可能な範囲で対応していただければと考える。

#### ○座長

ガイドラインの書きぶりとしては抽象的な記載になるかもしれないが、県側が設置者等に指導する場合には、もう少し踏み込んで指導していただければと思う。

#### ○委員

何らかの規制をつくることについては慎重な対応が求められると考える。強制力のないガイドラインという形でプライバシーの保護を図ろうという県の取組には敬意を表する。なるべく多くの方に知っていただくことが重要と考えるので、周知広報についても尽力していただきたい。

#### ○委員

委員の意見のとおり、周知広報は非常に重要である。仙台市としても、ガイドラインが策定・公表された場合にはできるだけ協力したいと思う。

例えば、仙台市では、これまで商店街に限定されていた補助制度を、地域団体等も含めた形に拡充して試行的に運用しているが、補助制度を適用する条件として、ガイドラインに沿った管理運用を求めていくことも考えていきたい。

そこで、県に伺いたいのだが、冒頭での事例紹介にもあったとおり、他県では地域団体を対象とした補助制度がある中で、宮城県としても補助制度と絡めてガイドラインの遵守を求めていくということを検討したいと考えているが如何か。

#### ○事務局

仙台市でガイドラインを補助制度の条件にしていだけるのは心強いと考える。

一般の方々に向けての広報はもとより、県で設置しているカメラもあるので、まずはこれら自ら設置しているカメラをきちんと管理・運用できるよう、庁内に対しての周知も徹底していく予定である。

また、各部門が持っている補助金もあるので、よりトータルな補助金が必要なのかどうかも含めて、今後検討していきたいと考えている。

#### ○座長

カメラは色々な部門で繋がっており、様々な補助金が適用できる可能性がある。「ガイドラインはこうです」というだけではインセンティブが働かないので、例としてガイドラインを守った人が補助金を受けやすいなどの条件を、他県の取組を参考としながら、ぜひ行政側で検討していただければと考える。

#### ○委員

素晴らしいガイドラインができたと思う。防犯設備士協会として、多くのカメラメーカーや設置業者と関わる立場にあるが、今後は、このガイドラインの趣旨に沿った販売・普及をしていただけるよう、メーカーや設置業者に働き掛けていきたいと考えている。

○座長

これまで3回の有識者会議を開催した結果、大変きめ細やかな内容のガイドラインになったと思う。

なお、議会に報告する前に、本日検討した内容も踏まえて最終確定した内容のガイドラインを、各委員に示していただきたい。

5 その他（事務局）

事務局から、今後の予定として、10月上旬に開催予定の宮城県議会常任委員会における報告を経て10月中に県ホームページで公表すること、その後パンフレット形式のガイドラインを作成し、年度内には関係機関・団体等に送付する予定等について説明した。

6 閉会挨拶

環境生活部長

7 閉会